

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年7月30日付けの保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から本件処分は違法・不当であると主張する。

留学先の高校における履修は、在籍する高校の履修とみなされる扱いである。

留学先で生活する際の小遣いや交通費等が月額5万円程度かかり、留学生が現地でアルバイトすることは禁止されている。「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付厚生省社会局長通知）の「第1 世帯の認定」において、居住を一にしていなが、同一世帯に属していると判断すべき場合の例として、「(2)子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合」を挙げ

ており、この規定は、高等学校進学が一般的となった現在は、義務教育中に限らず、高等学校に就学中の者が寮生活等を営んでいる場合にも、同一世帯と認定されるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|--------------|--------------|
| 令和 元年 5月 9日 | 諮問 |
| 令和 元年 6月 18日 | 審議（第34回第2部会） |
| 令和 元年 7月 16日 | 審議（第35回第2部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしてされており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 世帯単位の原則について

法10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と定める。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第1は、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定する。なお、居住を一にしていなくても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」とする。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第1・1・(2)は、居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合として、「子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合」を挙げ、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）は、「義務教育のため」と規定されているのはあくまで例示であって、高等学校に就学中の者が寮生活等を営んでいる場合など、全く自活をしており将来とも帰来することがないというような場合を除き同一世帯と認定すべきものであるとする（問1-15（答））。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）によれば、被保護者が海外に渡航した場合の生活保護の取扱いについて、被保護者が、一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であって引き続き国内に居住の場所を有している場合は、海外へ渡航したことのみをもって生活保護を停廃止することはできないとし（第10・問19・答）、問答集によれば、「一時的かつ短期」とは、概ね1、2か月を目安に、渡航の目的・帰来可能性等を十分に考慮した上で判断することとする

(問 10 - 24 (答))。

(3) 最低生活費について

法 8 条 1 項の規定に基づいて保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。)においては、法 11 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けた上、各世帯に対して具体的に保護を実施する場合に、実施機関が依るべき基準を設定している。

局長通知第 7・2・(1)・オによれば、出かせぎ等により 1 か月を超える期間他の世帯員と所在を異にする世帯員については、所在を異にするに至った日の翌日から再び所在を一にするに至った日の前日まで他の世帯員とは別に一般生活費を計上することとされている。

問答集によれば、高等学校及び高等専門学校に就学するため出身世帯を離れて居住する者にかかる基準生活費の認定に当たっては、当該居住地の級地を適用すべきであるとされている(問 7 - 2 (答))。

(4) 保護の変更について

法 25 条 2 項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

問答集によれば、世帯員の転出等の事実が明らかとなったため、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を減額して認定する必要が生じた場合、遡及変更の限度は 3 か月程度と考えるべきであるとされている(問 13 - 2 (答) 2)。

(5) なお、次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。また、問答集は、法に定める事務を地方公共

団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 以上を前提に、本件について検討する。

- (1) 処分庁は、本件処分の直前までは、請求人世帯に対する保護を、世帯主である請求人、請求人の妻及び長女の3人世帯として実施していたところ、長女が平成30年1月19日に、同年12月5日に帰国する予定で、留学のためオーストラリアに出国したことが認められる。そして、処分庁は、同年7月30日に、長女の留学の事実を確認したことから、同日から遡及して変更することのできる3か月前である同年5月1日を変更日として、請求人の世帯を請求人と請求人の妻の2人世帯とする内容の保護変更を行うことを決定し（本件処分）、同年7月30日付けで、決定理由を「保護基準を変更します。（世帯員の減）」とした保護決定通知書を請求人宛てに送付したことが認められる。

以上からすると、本件処分は、上記1の法令等の定めに則ってなされたものであり、これを違法又は不当ということはできない。

- (2) 請求人は、第3のとおり、局長通知第1・(2)によれば、長女は請求人と同一世帯と認定されるべきであり、本件処分は違法である旨主張する。

確かに、局長通知の同規定及び問答集問1-15（答）（前記1・(2)）に照らして、長女は、高等学校に就学中の者が他の地で寮生活等を営んでいる場合と同視できるものとして、請求人と同一世帯であるとする考えられる。しかし、その場合であっても、問答集問7-2（答）によれば、高等学校及び高等専門学校に就学するため出身世帯を離れて居住する者に係る基準生活費の認定は、当該居住地の級地を適用すべきとされている。これは、長期的に世帯の居住地を離れて生活する以上、実際に居住する地域で測定された需要に基づく基準により保護がなされるべき

であるためであり、合理的な取扱いであるといえる。したがって、短期の研修という範囲に止まらず、長期の留学を行っている長女について、請求人の世帯の級地区分を適用して保護を行うことは妥当でないが、一方、地域の級地区分を定めた保護基準別表第9において、国外の地域についての規定はなく、このため、長女については保護基準によって基準生活費を算定することはできない。このことは、法19条の規定によると、保護は原則として、福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対し、実施されるのであり、また、例外的に他の福祉事務所の所管区域内に居所を有する場合にも実施されることがあるものの、福祉事務所が存在せず、級地区分の定めもない国外に長期的に居所を有する場合には、国外における生活需要を勘案して保護の対象とすることはできないと考えられる。したがって、留学のため世帯の居住地を長期に離れる場合には、国内留学の場合は上記のように同一世帯としての保護の対象とする取扱いが可能である一方、海外留学の場合にはそのような保護の対象とすることを要するものではないとすることが法の解釈として相当であると解せられる。また、問答集によれば、被保護者が概ね1、2か月を超える海外渡航をした場合には、保護の停廃止をすることができるとされていることからしても、処分庁が、長女を、海外留学によって世帯から減員した本件処分は、違法・不当とまではいえない。

- (3) 以上によれば、請求人と請求人の妻の2人のみに対する基準生活費を保護費として支給することになるところ、その場合の夫婦2人世帯に係る基準生活費を保護基準（ただし、平成30年9月4日付厚生労働省告示第317号による改正前のもの）に当てはめて算定すると、生活扶助費119,850円、住宅扶助（本件処分による変更なし）27,100円の合計146,950円であり、本件処分に違算もないことは明らかである。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、上記２に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来